

豊田市PCB処理安全監視委員会への報告について

高濃度PCB廃棄物の処分に向けた取組について

PCB廃棄物処理に係る東海地区広域協議会を開催し、高濃度PCB廃棄物処理の取組について協議しました。

○ 主な取組事項

(1) 令和5年度については、変圧器・コンデンサー等の計画的処理完了期限が終了している中、令和6年3月末でJESCO豊田による事業終了準備期間を活用した処理が終了する。

このため、未処分の高濃度PCB廃棄物の保管が発覚した場合、JESCO豊田から示された手続スケジュール※に従い、直ちに保管事業者が処分を行うよう、各縣市等が確実に指導を実施するため、4県8市、中部地方環境事務所（環境省）及びJESCO豊田が情報共有及び関係機関による合同立入等を行いました。

また、保管事業者が処分を行わない場合や保管事業者が存在しない場合には、行政代執行を実施して処分を行いました。

各縣市、国及びJESCO豊田の取組について別紙1のとおり整理しました。

※ 最終契約期限：令和5年12月末、最終搬入期限：令和6年1月末

(2) 「令和5年度における東海地区PCB廃棄物進捗状況」は別紙2のとおりです。

(参考) 令和5年度PCB廃棄物処理に係る東海地区広域協議会の開催状況

○第2回（令和6年3月4日(月)）※Web開催

<議題>

- (1) PCB廃棄物処理事業の進捗状況等について
- (2) 豊田市PCB処理安全監視委員会への報告について
- (3) PCB廃棄物処理に係る東海地区広域協議会の決算及び予算について
- (4) その他

各縣市、国及びJ E S C Oの取組

1 関係機関による情報共有の取組

(1) 4県8市、中部地方環境事務所及びJ E S C Oによる情報共有

中部地方環境事務所の取りまとめにより、4県8市、中部地方環境事務所及びJ E S C O豊田が以下の情報をメール等で随時共有を行った。

○J E S C O未登録

J E S C O未登録の変圧器・コンデンサー等が新規発見情報は、4県8市、中部地方環境事務所及びJ E S C O豊田で情報共有。

○J E S C O登録未搬入事業者、処理手続難航者状況

J E S C O登録済だが未搬入の事業者及び処分手続きが難航している事業者についての対応や進捗状況等の確認。

○代執行案件管理

P C B特措法に違反し、P C B廃棄物の処分を行わない保管事業者や倒産等により保管事業者が不存在となったP C B廃棄物を、行政代執行により処分を行うための進捗状況等の確認。

(2) 自治体別の個別打ち合わせ

処理手続難航者や行政代執行案件について、自治体別に中部地方環境事務所及びJ E S C O豊田と個別に打ち合わせを実施し、指導方法や処分予定等を調整した。

2 関係機関による合同立入

処理手続難航者に対して自治体、中部地方環境事務所及びJ E S C O豊田による合同立入を実施した。

3 行政代執行による処分

保管事業者不存在及び保管事業者により直ちに処分が行われない場合については、行政代執行を実施して処分を行った(令和5年度:5件実施)(R6.2.29現在)。

○ 令和5年度における東海地区PCB廃棄物処理進捗状況

R6.2.29時点

		A	B	C = A + B	D = C - F	E = D / C	F	参考 (R4年度)		
区分		R5.4.1時点 残数	新規登録 R5.4.1~ R5.11.15	処分対象数	処分済み数 R5.4.1~R6.2.29	R5年度 進捗率	未処分数 (R6.2.29時点)	R4.4.1時点 残数	新規登録 R4.4.1~R5.3.31	処分済み数 R4.4.1~R5.3.31
事業場	数	19	32	51	51	100.0%	0	160	91	232
変圧器	台	4	1	5	5	100.0%	0	2	5	3
コンデンサー	台	23	63	86	86	100.0%	0	352	188	517
P C B油	本	17	22	39	39	100.0%	0	43	84	110
	k g	0.82	64.2	65.05	65.05	100.0%	0	26.37	256.9	282.45
保管容器	箱 (缶)	2	6	8	8	100.0%	0	24	21	43

※ 処分済み数 (D) は、処分対象数 (C) と R6.2.29時点の未処分数 (F) との差として算出した。